

「上野三碑をよむ」

群馬県立女子大学 北川 和秀

1. 五世紀の文章

① 隅田八幡宮人物画像鏡銘（和歌山県橋本市隅田八幡宮伝来。四四三年か五〇三年）



【釈文】

癸未年八月、日十大王年、男弟王、在意柴沙加宮時、斯麻、念長寿、遣開中費直穢人今州利二人等取（所？）白上同二百早、作此竟

【訓読文】

癸未年八月、日十大王の年、男弟王、意柴沙加宮に在しし時、斯麻、長寿を念じて、開中費直・穢人今州利二人等を遣して、白上銅二百早を取り、此の鏡を作らしむ。

② 稲荷山古墳出土鉄剣銘（埼玉県行田市稲荷山古墳出土鉄剣。四七一年か五三一年）



【釈文】

(表) 辛亥年七月中記乎獲居臣上祖名意富比塙其兒多加利足尼其兒名弓已加利獲居其兒名多加披次獲居其兒名多沙鬼獲居其兒名半弓比

(裏) 其兒名加差披余其兒名乎獲居臣世々為杖刀人首奉事来至今獲加多支鹵大王寺在斯鬼宮時吾左治天下令作此百練利刀記吾奉事根原也

【訓読文】

辛亥年七月中記す。乎獲居臣、上祖の名は意富比塙、其の兒多加利足尼、其の兒名は弓已加利獲居、其の兒名は多加披次獲居、其の兒名は多沙鬼獲居、其の兒名は半弓比、其の兒名は加差披余、其の兒名は乎獲居臣。世々杖刀人の首と為て、事へ奉り来たりて今に至る。獲加多支鹵大王の寺斯鬼宮に在りし時、吾天下を治むることを左く。此の百練の利刀を作らしめて、吾が事へ奉る根原を記すなり。

2. 山上碑



所在地

高崎市山名町山神谷

年代

天武十年（六八一）

材質

自然石輝石安山岩

高さ 一二〇センチ

幅 五〇センチ

厚さ 五〇センチ



【釈文】

辛巳歳集月三日記

佐野三家定賜健守命孫黒壳刀自此

新川臣児斯多々弥足尼孫大児臣娶生児

長利僧母為記定文也 放光寺僧

【訓読文】

辛巳の歳集月三日記す。

佐野の三家と定め賜ひし健守命の孫黒壳

刀自、此れ新川臣の児斯多々弥足尼の孫大児

臣に娶ひて生める児、長利僧、母の為に記し定むる文也。放光寺の僧なり。

健守命――〇――黒壳刀自

――長利僧

新川臣――斯多々弥足尼――〇――大児臣

《参考》



・棕直伝之我持往稻者馬不得故我者反来之故是汝卜部（何字か疑問あり）

・自舟人率而可行也 其稻在処者衣知評平留五十戸旦波博士家

（滋賀県西河原森ノ内遺跡出土木簡。天武朝中期）

・棕直伝ふ。我が持ち往たりし稲は、馬得ぬ故に、我は反り来し。故、是の汝卜部、自ら舟人率て行くべし。其の稲の在処は、衣知評平留五十戸の旦波博士の家ぞ。

西 暦	年 号	天 皇	事 項
四四三			隅田八幡宮人物画像鏡（五〇三年説もあり）
四七一 四七八		雄略	稻荷山古墳出土鉄剣銘（五三一年説もあり） 倭王武の上表文
五三八		欽明	仏教伝来

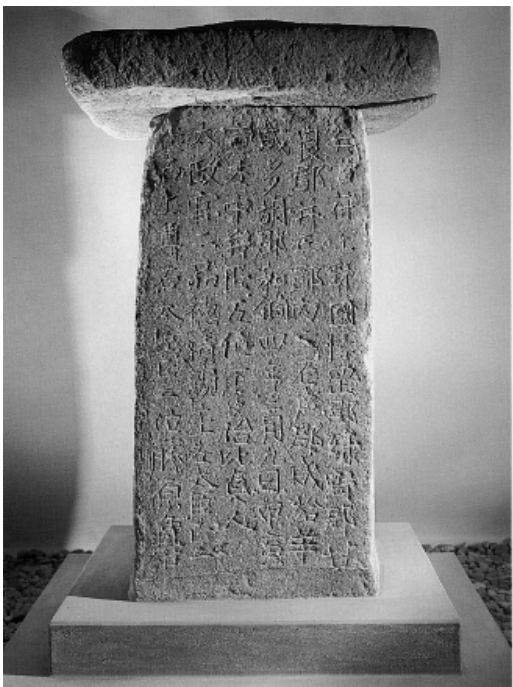
六四五	大化元	皇極	大化改新
六六三	天智二	天智	白村江の戦い
六七二	天武元	天武	壬申の乱
六八一	一〇	持統	山上碑。このころ西河原森ノ内木簡
六九四	持統八	持統	藤原遷都
七〇一	大宝元	文武	大宝律令
七一〇	和銅三	元明	平城遷都
七一一			多胡碑
七一二			古事記成立
七二〇	養老四	元正	日本書紀成立
七二六	神龜三	聖武	金井沢碑

3. 古事記

・天地初発之時、於高天原成神名、天之御中主神。訓高下天云阿麻。下効此。次、高御産巢日神。次、神産巢日神。此三柱神者、並独神成坐而、隱身也。次、国稚如浮脂而、久羅下那州多陀用弊流之時、流字以上十字以音。如葦牙因萌騰之物而成神名、宇摩志阿斯訶備比古遲神。此神名以音。

・天地初めて発りし時に、高天原に成りし神の名は、天之御中主神。高の下の天を訓みて阿麻と云ふ。下此に効へ。次に、高御産巢日神。次に、神産巢日神。此の三柱の神は、並独神と成り坐して、身を隠したまひき。次に、国稚く浮ける脂の如くして、久羅下那州多陀用弊流時、流の字以上十字音を以ゐる。葦牙の如く萌え騰る物に因りて成りし神の名は、宇摩志阿斯訶備比古遲神。此の神の名は音を以ゐる。

4. 多胡碑



所在地…高崎市吉井町池
年代…和銅四年（七一）
材質…牛臥砂岩
寸法…

（碑身）

高さ 一二五・五 cm

上幅 六〇 cm

下幅 六三 cm

（笠石）

高さ 二五・五 cm

軒幅 八八・五 cm



【釈文】

弁官符上野国片岡郡緑野郡甘
良郡并三郡内三百戸郡成給羊
成多胡郡和銅四年三月九日甲寅
宣左中弁正五位下多治比真人
太政官二品穂積親王左大臣正二
位石上尊右大臣正二位藤原尊

【訓読文】

弁官の符に、「上野国片岡郡、緑野郡、甘良郡、并
せて三郡の内三百戸を郡と成し、羊に給ひて、多胡
郡と成す」とあり。和銅四年三月九日甲寅の宣な
り。左中弁正五位下多治比真人、太政官二品穂積親
王、左大臣正二位石上尊、右大臣正二位藤原尊な
り。

《参考》

①上野国^{かむら}甘良郡^{おりも}の織裳^{からしな}・韓級^{やた}・矢田^{おほやけ}・大家^{みどの}、緑野郡^{むみ}の武美^{かたをか}、片岡郡^{やま}の山等^さの六郷^さを割き
て、別に多胡郡^{たご}を置く。

（続日本紀 和銅四・三・六） 711

②多胡郡

山宗 也末奈

織裳 於利毛

辛科 加良之奈

大家

武美

浮囚

八田

（二十卷本『倭名類聚抄』卷七より）

③合食封式佰戸 永年者在四国

播磨国揖保郡林田郷五十戸 但馬国朝来郡枚田郷五十戸
相摸国足下郡倭戸郷五十戸 上野国多胡郡山部郷五十戸

(法隆寺伽藍縁起并流記資財帳。天平十九年)ただし写本

*吉井町黒熊の奈良時代の寺院跡とされる遺跡からは「山字乙^{やまの}稲目^{おといなめ}」という文字のある瓦が出土している。

④謹白

進上鳥等

右件物、以月廿一日可用者、乞照此趣、不論昼夜、佐官高屋宅、仍具状、

謹白、

一進上鴨二翼直一百卅文

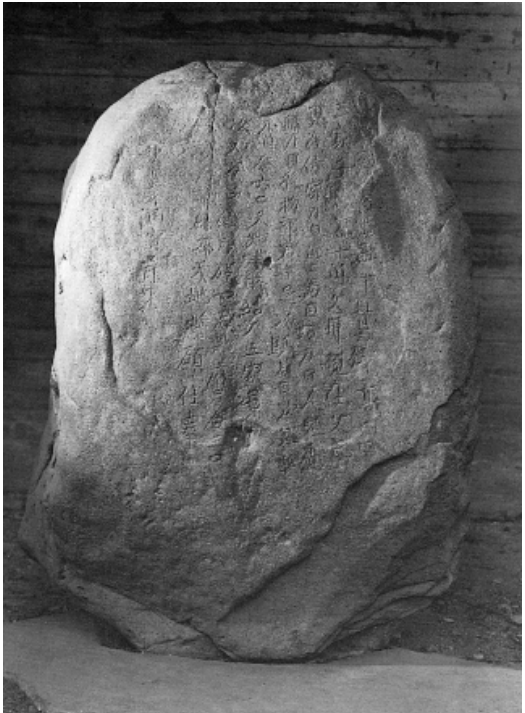
右御料買求、進上如件、

(天平宝字) 七年二月廿日上馬養状

謹上 吉成尊侍者

(上馬養状〈正倉院文書〉) 763

5. 金井沢碑



所在地…高崎市山名町

年代…神龜三年(七二六)

材質…自然石輝石安山岩

寸法…高さ 一一〇 cm

幅 七〇 cm

厚さ 六五 cm



【釈文】
上野国群馬郡下賛郷高田里
三家子孫為七世父母現在父母
現在侍家刀自池田君目頼刀自又児加
那刀自孫物部君午足次駄刀自次乙駄
刀自合六口又知識所結人三家毛人
次知万呂鍛師礬部君身麻呂合三口
如是知識結而天地誓願仕奉
石文

神龜三年丙寅二月廿九日

【訓読文】
上野国群馬郡下賛郷高田里の三家の子孫、七世
の父母・現在の父母の為に、現在侍る家刀自、
池田君目頼刀自、又児加那刀自、孫物部君
午足、次に駄刀自、次に乙駄刀自、合せて
六口、又知識に結べる人、三家毛人、次に知万
呂、鍛師礬部君身麻呂、合せて三口、如是知識
に結びて天地に誓ひ願ひ仕へ奉る石文。

神龜三年丙寅二月廿九日

《参考》

＊大宝年間（七〇一～七〇三）に国名の漢字二文字化が行われた。それに遅れて、郡郷名の漢字二文字化も行われた。いずれも徹底的なものであった。

- ・近淡海↓近江、遠淡海↓遠江、上毛野↓上野、下毛野↓下野、无耶志↓武蔵、多遅摩・多遅麻↓但馬、波伯吉↓伯耆
- 倭↓大倭、嶋↓志麻・志摩、木↓紀伊、栗↓阿波など

①制すらく。畿内七道諸国郡郷名は、好き字を着けしむ。

（『続日本紀』和銅六年五月二日条）
②凡そ諸国部内の郡里等の名は、並に二字を用ゐ、必ず嘉き名を取れ。

（『延喜式』民部上）

③其の郷の名の字は、神龜三年の民部省の口宣を被りて、改めぬ。

（『出雲国風土記』総記）

- ・拝志の郷 本の字は林なり。（『出雲国風土記』意宇郡）
- ・飯石の郷 本の字は伊鼻志なり。（『出雲国風土記』飯石郡）など

西 曆	年 号	干 支	天 皇	国 以 下	事 <
--------	--------	--------	--------	-------------	--

